

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更，設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は
1 から 3 のとおりです。

令和 6 年 6 月 21 日

広島県広島港湾振興事務所長 廣中 伸孝

工事（業務）名	第三種漁港 草津漁港 地域水産物供給基盤整備工事（防食）
入札方式	一般競争入札（事後審査型）
業 種 種 別	土木一式工事
公告日又は指名通知日	令和 6 年 6 月 1 1 日
入 札 日	令和 6 年 7 月 2 日～令和 6 年 7 月 3 日
開札予定日	令和 6 年 7 月 4 日

- 1 公告変更（様式 2）
1 件
- 2 設計図書に対する質問・回答書（様式 3）
なし
- 3 修正事項等（様式 4）
なし

公 告

令和 6 年 6 月 1 1 日付け公告「第三種漁港 草津漁港 地域水産物供給基盤整備工事 (防食)」の「2 入札参加資格 技術要件以外の要件 (1) 令和 5・6 年度広島県建設工事等入札参加資格 イ格付等級」を次のとおり変更する。

令和 6 年 6 月 21 日

広島県広島港湾振興事務所長 廣中 伸孝

【変更後】

- 「2 入札参加資格 技術要件以外の要件 (1) 令和 5・6 年度広島県建設工事等入札参加資格 イ格付等級」

A

若しくは一般競争入札事務処理要綱 (事後審査型) 別記 1 の「他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者」に該当する B

若しくは建設工事指名業者等選定要綱別表第 6 に定める工事成績点を満たす B

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下同じ。）第16条の規定により公告する。

入札者は1から5の個別事項ほか別記「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

なお、本件は、広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

令和6年6月11日

広島県広島港湾振興事務所長 廣中 伸孝

1 発注内容等

(1) 工事名	第三種漁港 草津漁港 地域水産物供給基盤整備工事（防食）
(2) 工事場所	広島市西区 草津港一丁目
(3) 工事概要	3号防波堤 L=39.3m 電気防食工 N=23個 被覆防食工 A=331m ² -2.5m物揚場 L=102.4m 電気防食工 N=26個 かき加工栈橋 L=34.4m 電気防食工 N=9個
(4) 工期（予定）	工事着手日から令和6年12月27日まで（約6か月）
(5) 予定価格	当該工事の契約締結後に公表（事後公表）
(6) 落札者の決定方法	建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱による低入札価格調査制度対象（変動型調査基準価格適用案件） 総合評価落札方式適用（実績評価1型）（別記「総合評価落札方式に関する事項」による。）
(7) 入札保証金	免除（広島県契約規則第14条）
(8) 契約保証金	納付（共通事項20）
(9) 契約後VE	対象（共通事項17）
(10) 資格要件確認書類	総合評価落札方式適用の場合は、総合評価に係る技術資料とともに提出すること（公告3(5)・(8)及び共通事項7）。それ以外の場合は、開札後に提出を求める（公告3(8)及び共通事項7）。
(11) 契約担当職員	広島県広島港湾振興事務所長 廣中 伸孝
(12) その他	—

2 入札参加資格

共通事項4(2)に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件		
(1) 令和5・6年度広島県建設工事等入札参加資格	ア 認定が必要な業種	土木一式工事
	イ 格付等級	A 若しくは一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記1の「他の格付等対象の一般競争入札に参加できる者」に該当するB 若しくは建設工事指名業者等選定要綱別表第6に定める工事成績点を満たすB

	ウ 平均工事成績点	—
	エ 災害復旧工事等	—
(2) 営業所（建設業法第3条第1項）の所在地	格付等級A：県内に主たる営業所を有する。 格付等級B：安芸郡海田町・坂町、広島市安芸区・中区・南区・西区・佐伯区（旧湯来町を除く。）又は廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。）内に主たる営業所を有する。	
(3) 年間平均完成工事高	2(1)アに定める業種について200,000,000円以上	
(4) 特定建設業許可の要否	建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。	
(5) 設計業務等の受託者（右欄の者）でないこと又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。	総合技研株式会社 基礎地盤コンサルタンツ株式会社	
技 術 要 件		
(6) 元請施工実績		
ア 種類（及び規模）	土木一式工事であって、共通事項4. (6)に定める港湾・海岸・漁港工事であるもの。	
イ 完成検査	平成21年4月1日から令和6年6月10日までの間に完成検査を受けていること。	
ウ その他	県内における公共工事等（広島市及び福山市以外の市町、広島市及び福山市については合併する以前の旧市町又は市町等に準ずる団体が発注した工事を除く。また、令和5年4月1日以降に広島県水道広域連合企業団が発注、又は完成検査を行った工事を除く。）に限る。	
(7) 配置予定技術者		
ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。	
イ 資格等	建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。	
ウ 経験	(6)ア、イ、ウ（県内の要件は除く。）を満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者補佐のほか、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。	
エ 特例監理技術者の配置	認める。ただし、共通事項6(1)ア～ウに記載の要件をすべて満たすこと。	

- (注) 1 (1)イ、ウについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- 2 (2)及び(4)については、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- 3 (3)は(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。
- 4 (5)の資本面及び人事面における関係とは次の場合をいう。
・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する。
・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。
- 5 (7)イについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- 6 (6)及び(7)が特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率20%以上のものに限る。

3 入札日程等

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1) 設計図書の閲覧	令和6年6月11日から 令和6年7月1日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	広島県広島港湾振興事務所閲覧室 （広島市南区宇品海岸二丁目23-53）
(2) 設計図書の販売	—	—

(3) 設計図書に係る質問	令和6年6月11日から 令和6年6月25日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	広島県広島港湾振興事務所総務課工 事係 （広島市南区宇品海岸二丁目23-53） 書面を持参により提出
(4) 質問に対する回答書 の閲覧	令和6年7月1日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	(1)の場所において閲覧に供する。 広島県電子入札等システムからリン クする入札情報詳細のページにおい ても閲覧に供する。
(5) 総合評価に係る技術 資料の提出	令和6年6月11日から 令和6年7月3日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	書面で封筒に封入して持参、又は電子 入札システムにより入札書と同時に 提出 （書面を提出する場合の提出場所は (3)に同じ。）
(6) 入札	令和6年7月2日午前9時から 令和6年7月3日午後4時30分まで ※電子要領に規定する書面参加を行う場合は、 令和6年7月2日午後4時30分から 令和6年7月3日午前9時までを除く。	電子入札 （電子要領の規定により書面入札を 行う場合の提出場所は(3)に同じ。）
(7) 開札	令和6年7月4日午前10時	広島県広島港湾振興事務所総務課工 事係
(8) 資格要件確認書類の 提出	(5)に同じ。	総合評価に係る技術資料及び資格要 件確認書類を書面で封筒に封入して 持参、又は電子入札システムにより入 札書と同時に提出（共通事項7） （書面を提出する場合の提出場所は (3)に同じ。）

(注) 休日とは、広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日をいう。

4 工事費内訳書（共通事項2）

共通事項2(1)に掲げる、予定価格及び入札金額により県が求める記入内容について記入し、県が定める【様式1】
工事費内訳書（表紙）に入札者の商号又は名称、工事名を記入して提出すること。

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>様式集

5 問合せ先

(1) 工事等に関する問合せ先

広島県広島港湾振興事務所工務課維持係（広島市南区宇品海岸二丁目23-53 電話082-251-7141）

(2) 入札手続に関する問合せ先

広島県広島港湾振興事務所総務課工事係（広島市南区宇品海岸二丁目23-53 電話082-251-7118）